

交際費についてのQ&A

Q：交際費には、使う限度額があるのでしょうか。また、使う場合に注意することは何でしょうか。

A：交際費とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で得意先、仕入先その他事業に関係ある者（従業員を含みます。）などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものを言います。

税務調査のときは、交際費になるものが他の勘定科目に混入されていないかどうか、交際費にされているものが個人的な費消でないかどうかなどが調べられます。

1. 交際費にならないもの

まず、交際費にならないものは、下記のものがあります。

- (1) もっぱら従業員の慰安のための運動会、演芸会、慰安旅行、新年会、忘年会などの費用で通常要するもの（金額が多額、華美なものは認められません。慰安旅行については又の機会にします。）
- (2) 少額の飲食費（支出額÷人数が5,000円以内のものをいう。1店単位で計算）。ただし①社外の者が含まれていること、②参加した相手方の氏名・名称・事業上の関係、総参加者数、飲食店の名称等が記載された書類を作成しておくこと、が要件となっています。

2. 交際費の限度額

(1) 個人事業者の場合

交際費の限度額はありません。しかし、事業規模等に応じて自ずとその限度はあるのかもしれませんが。（税務署の見方として。）

(2) 法人の場合

法人の場合は、資本金額により限度額が決められています。

資本金が1億円までは、年600万円までは認められ、これを超えると課税されます。また、600万円の限度額内であっても、その支出額の10%は課税対象とされます。資本金1億円超の法人および資本金5億円以上の法人の完全子会社は、支出交際費は全額課税となります。

例えば、資本金1,000万円の法人が交際費を（例1）700万円（例2）300万円使った場合。

（例1）限度超過額 700万円－600万円＝100万円

10%課税部分 600万円×10%＝60万円

よって、160万円が交際費として認められません。

（例2）限度超過額 なし

10%課税部分 300万円×10%＝30万円

よって、30万円が交際費として認められません。

3. 交際費と福利厚生費との区分

交際費と他の勘定科目と区別しづらい場合があります。その一つが福利厚生費です。

(1) 慶弔費

従業員（退職したものを含む。）やその親族らに支給するときは福利厚生費としますが、仕入先や外部の者に支給するときは交際費になります。

(2) 創立記念祝賀会、記念品

社内行事としておおむね社内の者のみで従業員、役員に一律に通常の飲食を提供する場合は福利厚生費になります。仕入先等社外の者と役員だけで豪華な食事をする場合は懇親が主目的と見られ、交際費になります。

4. 証拠の作り方

飲食費などは請求書・領収書のみでは、業務用として使ったのか、個人用として使ったのか判然としませんので、必ず、伝票か領収書に誰と、何人で、何の目的（もちろん業務の目的だとは思いますが…）で行ったか、を明記するようにしてください。領収書をもらい忘れた場合は、証拠として店の名前、日付、金額、誰と、何人で、何の目的で行ったかのメモを残してください。

5. その他

タクシー代はその使用目的により勘定科目が変わります。祇園まで商談に行けば、旅費交通費ですが、夜、宴会に行けば交際費になります。

税務日程

11月	<期限：11月10日>	源泉税・住民税の毎月納付
	<期限：11月30日>	所得税の予定納税（第2期分）
	< 同 >	決算関係の申告及び納税（11月30日までの決算応答日まで） 9月決算法人・3月決算法人（中間申告）
	< その他 >	個人事業税の納付（第2期分） 納期限：都道府県の条例で定める日
12月	<期限：12月10日>	源泉税・住民税の毎月納付
	<期限：12月20日>	源泉税の納期限の特例届出書の提出
	<期限：12月31日>	決算関係の申告及び納税（12月31日までの決算応答日まで） 10月決算法人・4月決算法人（中間申告）
	< その他 >	☆ 年末調整関係 調整時期：本年最後の給与支払時 ☆ 固定資産税（第3期分） 納期限：市町村の条例で定める日
1月	<期限：1月11日>	源泉税・住民税の毎月納付 ※源泉税納期特例を受けている場合は20日
	<期限：1月31日>	☆ 年末調整関係書類の提出 法定調書合計表…提出先：所轄税務署 給与支払報告書…提出先：給与受給者の住所地の各市町村長 ☆ 償却資産税申告書の提出
	< 同 >	決算関係の申告及び納税（1月31日までの決算応答日まで） 11月決算法人・5月決算法人（中間申告）
	< その他 >	☆ 住民税 普通徴収者の第4期納付 納期限：市町村の条例で定める日

